

証券コード 4421
2020年12月4日

株 主 各 位

東京都中野区中野四丁目10番1号
株式会社ディ・アイ・システム
代表取締役会長 長 田 光 博

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけ控えていただき、書面によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月21日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月22日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時10分）
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウス 地下1階 コンベンションホールB
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（アドレス <http://www.di-system.co.jp/>）にてご案内いたします。本株主総会へ出席される株主様におかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.di-system.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.di-system.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、当社第24期定時株主総会の実施に際して、以下の対応を予定しております。株主様におかれましては、何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。当日、体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ◎会場内においては、感染リスクを低減するために、株主様同士の間隔を空けて席をご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。ご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎以上の状況を踏まえ、議決権行使は可能な限り、書面による事前行使をお勧めいたします。

2. ご来場いただく株主様へのお願い

- ◎マスクの着用とアルコール消毒のご協力をお願いいたします。
- ◎受付において、非接触型の体温計等により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合にはご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 当社の対応について

- ◎当社役員及び株主総会の運営に関わるスタッフは、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎報告事項を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（アドレス <http://www.di-system.co.jp/>）にてご案内いたします。本株主総会へ出席される株主様におかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は雇用や所得環境が緩やかな回復基調で推移した一方で、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や相次いだ自然災害の影響から、景気の落ち込みが懸念される状況となりました。また、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、中東地域での地政学的リスク等の近隣国の動向に加え、後半には新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、経済活動が停滞し景気が急速に悪化したことから、極めて厳しい状況となりました。政府からの緊急事態宣言解除後には個人消費持ち直しの動きも見られましたが、今後の先行きについては、当面の間、不透明な状況が続くと見込まれます。

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、前半は、改元や消費増税、働き方改革などの政策を背景に、サービスを主体とする事業構造への変革や競争力強化を目的とした製品開発、省力化・合理化を目的としたシステム投資、各種ソフトウェアの保守期間終了に伴う維持・更新を目的とした投資など、需要は堅調に推移しました。年明け以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク抑制という観点から、テレワークや工場自動化などの一部の分野におけるIT需要は増加基調にあった一方で、IT投資を控えざるを得ない顧客企業もあるなど、投資内容や顧客企業の業種により投資意欲の偏りが生じる状況となりました。今後も新型コロナウイルス感染症が業界全体に及ぼす影響は不透明であり、当面の間は予断を許さない状況が続くと見込まれます。

このような環境の中、当社グループにおきましては、経営体制の一層の充実と強化を図り持続的成長と企業価値の向上を目指すために、会長、社長の代表取締役2名体制へと当社の経営体制を変更するとともに中期経営計画を策定し、採用活動及び営業範囲の拡大を目的とした横浜サテライトオフィスの新規開設や、業容拡大に伴う大阪事業所オフィスの増床など、市場ニーズを享受できる体制づくりを積極的に行ってまいりました。

2月以降につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を背景に、教育サービス事業においては集合型のIT技術者向け研修のキャンセルが一部発生した一方で、4月からサービス提供を開始した「リモート研修サービス」が大変ご好評いただき、新入社員向け及び中堅技術者向けのリモート研修を多く受注することができました。また、テレワークを実施する企業が増加したことで、システムインテグレーション事業ではネットワークの設計構築業務及びセキュリティ関連業務の引き合いが増加傾向となり、5月には新規に「テレワーク推進サービス」をリリースいたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、4,283百万円（前期比11.1%増）となりました。利益につきましては、業容拡大により前年度に移転した名古屋支店における什器費用の計上や内部管理体制強化に伴うソフトウェア投資、横浜サテライトオフィス新設、大阪事業所のオフィス増床等の先行投資に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を背景とした商談の停滞や一部プロジェクトの中止、業務用アプリケーションの開発時期先送り等が生じたことにより、営業利益106百万円（同54.9%減）、経常利益109百万円（同50.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は77百万円（同49.9%減）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

なお、各セグメントの業績数値には、セグメント間の内部取引を含んでおります。

（システムインテグレーション事業）

業務用システムの設計、開発及び構築、運用保守の各工程を、当社グループにて提供できる体制を構築しており、顧客の要望に応じて、全工程の業務サービス、または、工程別の業務サービス提供を行っております。IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種にて、業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務等を受注いたしました。2月以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府・自治体からの外出自粛要請を受けて、多くの企業がテレワークを実施したことにより、ネットワークの設計構築業務及びセキュリティ関連業務の引き合いが増加傾向となりましたが、一方で、業務用アプリケーションの開発時期の先送りや顧客先のプロジェクト撤退など、マイナス影響もございました。この結果、売上高は4,071百万円（前期比10.8%増）、セグメント利益は702百万円（同9.5%減）となりました。

(教育サービス事業)

IT研修の企画及びコンサルティング、研修プログラムの開発、研修実施の各工程を当社グループにて提供できる体制を構築しており、顧客の要望に応じて、全工程の業務サービス、または、工程別の業務サービス提供を行っております。今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を背景に集合型のIT技術者向け研修が一部キャンセルとなりましたが、4月からサービス提供を開始いたしました「リモート研修サービス」が好評をいただいております。新入社員向け及び中堅技術者向けのリモート研修を多く受注した結果、売上高は240百万円（前期比8.8%増）、セグメント利益につきましては115百万円（同17.9%増）となりました。

② **設備投資等の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は49百万円です。

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度末現在の金融機関からの借入金総額は9百万円で前連結会計年度末と比べて50百万円減少しております。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分**の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2017年9月期)	第 22 期 (2018年9月期)	第 23 期 (2019年9月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売 上 高(千円)	2,940,392	3,355,871	3,856,297	4,283,297
経 常 利 益(千円)	145,512	223,977	219,545	109,853
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	92,267	136,545	155,378	77,863
1株当たり当期純利益 (円)	80.86	117.96	105.71	51.07
総 資 産(千円)	1,140,567	1,263,447	1,651,648	1,764,211
純 資 産(千円)	222,932	358,675	866,968	910,851
1株当たり純資産 (円)	193.68	303.96	568.70	597.51

(注) 2018年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アスリーブレインズ株式会社	20百万円	100.0%	IT教育サービス

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、国内外において未だ新型コロナウイルス感染症の終息時期を予測することは難しく、顧客企業の業種による投資意欲の偏りが生じており、当面の間は予断を許さない状況が続くと思われまます。しかし一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、AI（人工知能）・ロボット技術を活用したリモート作業やEC（電子商取引）ビジネス、テレワークなどの需要増加が見込まれるとともに、社会全体の変革を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）推進が今般では浸透し始めてきており、業務効率化のためのICT・IoT投資も今後は増加していくものと見込んでおります。

このような環境の中、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対する取り組みに加え、積極的な人員採用、及び、エンジニア育成の強化など、市場ニーズを享受できる対応領域を備えた体制づくりを強化していくことが重要な課題であると認識しており、以下の取り組みを行ってまいります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響に対する取り組みについて

当社グループはITサービスを通じて社会に貢献することが重要であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業や自治体での仕事のあり方、生活様式が革新的に変化する中であって、当社グループの提供するITサービスは、コロナ問題の社会課題の解決に有用なサービスであると認識しております。

すでに当社グループでは、遠隔でIT技術者研修を受講いただける「リモート研修サービス」や時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができるテレワークの環境構築を支援する「テレワーク推進サービス」を提供させていただいておりますが、今後も社会課題の解決に有用なサービスの開発・提供を目指してまいります。

② 働き方改革の基盤整備の推進について

当社グループが継続的な成長をしていくためには、社員が自身の健康管理をしやすくなる職場環境の実現、子育て中の社員が働きやすくなる職場の実現、優秀な人材がより高い生産性を発揮することができる体制の強化が必要であると認識しております。

当社グループでは、テレワーク環境の整備を進めていくことで、労働環境のフレキシブル化の強化に努めてまいります。

③ 人材の確保について

当社グループが継続して事業規模を拡大していくためには、優秀な人材の確保が必要であると認識しております。

当社グループでは、教育サービス事業において蓄積した研修ノウハウを活用することで、意欲の高い人材であれば、早期にエンジニアに育成する体制を構築しております。また、Web会議システムを利用した面接を導入することで、より多くの応募者と面接することが可能となる体制を構築してまいりました。

上記の強みを活かした採用活動を行い、優秀な人材の確保に注力をしてまいります。

④ 技術力の強化について

当社グループが社会に貢献し、安定した収益を獲得するためには、更なる技術力の強化が必要であると認識しております。

当社グループの属する情報サービス産業におきましては、常に新しい技術が開発されてまいります。

教育サービス事業において蓄積した研修ノウハウの活用、及び、社内での技術共有を進めることで新しい技術を習得し、技術力の強化を進めてまいります。

⑤ プロジェクトマネージャーの育成について

当社グループがより規模の大きな案件・より難易度の高い案件を確保することで、収益を拡大するためには、プロジェクトマネージャー（注）のマネジメント能力を強化するとともに、さらに多くのプロジェクトマネージャーを育成する必要があると認識しております。

教育サービス事業において蓄積した研修ノウハウの活用、及び、社内でのプロジェクトマネジメント事例の共有を進めることで、プロジェクトマネージャーの強化・育成を進めてまいります。

（注）プロジェクトマネージャーとは、プロジェクトの計画、遂行に責任を負うプロジェクトの管理者をいいます。

⑥ 内部管理体制の強化について

当社グループが継続的な成長をしていくためには、業務拡大に合わせて内部管理体制を強化する必要があると認識しております。

社内での業務知識の共有、システムへの投資に加えて、外部有識者から専門的なアドバイスを受けることができる体制を構築することで、内部管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社グループは、独立系の情報サービス企業として当社及び連結子会社1社により構成されており、システムインテグレーション事業及び教育サービス事業を営んでおります。

事業区分	事業内容
システムインテグレーション事業	<p>システムインテグレーション事業では、エンドユーザ、エンドユーザの情報システム子会社、通信事業者、当社と同業となるシステムインテグレーション事業者（注1）に対しまして、IT通信業・金融業・流通業・医療・官公庁等の幅広い業種に対応した業務用アプリケーションの設計開発業務、インフラシステムの設計構築業務、業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務を中心に行っております。</p> <p>サービス提供形態としましては、顧客要望を確認のうえ、派遣契約にて顧客の事務所内に人材を常駐させて作業を行う方法や、請負契約にて作業を一括して請負う方法等を採用しております。</p> <p>① 業務用アプリケーションの設計開発業務</p> <p>売上管理、顧客管理、購買管理、生産管理等の顧客業務を効率化するための業務用アプリケーションの設計開発業務を行っております。</p> <p>上記の設計開発業務におきましては、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、スクラッチ（注2）でのシステム設計開発業務、ソフトウェアパッケージ製品を利用したシステム設計開発業務を提案・対応しております。</p> <p>② インフラシステムの設計構築業務</p> <p>IT基盤において、「想定されたユーザが確実にシステムを使用できること」に加えまして、「想定されたユーザ以外は、システムを使用できないこと」を達成するために必要となる情報を管理する各種サーバ、ネットワーク、ストレージ等で構築するインフラシステムの設計提案業務を行っております。</p> <p>業務用アプリケーションの設計開発業務と同様に、「顧客要望に対して最適なシステム提案を行う」という方針のもと、独立系の情報サービス企業としての強みを活かし、顧客の投資金額、ユーザ規模、希望納期等に応じまして、各種メーカーの機器選定を含めましたシステム設計構築業務の提案・対応を行っております。</p>

	<p>③ 業務用アプリケーション・インフラシステムの運用保守業務</p> <p>業務用アプリケーション・インフラシステム共に運用段階において、顧客はシステム導入した効果を楽しむことになります。一方、業務用アプリケーション・インフラシステムの適切な運用のためには、システムの運用監視、データ投入・解析、保守開発、機器メンテナンス等の運用保守が必要となります。</p> <p>当社グループは、上記①、②にて納品いたしました業務用アプリケーション・インフラシステム及び他の事業者が納品したシステムに対しまして、顧客が期待したとおりの効果を楽しむように運用保守業務の提案・対応をしております。</p>
<p>教育サービス事業</p>	<p>教育サービス事業では、エンドユーザ（ITエンジニアに育成することを前提に人材採用をした企業）、エンドユーザの情報システム子会社、エンドユーザの教育サービス子会社、当社グループと同業となる教育ベンダ（注3）に対しまして、コンピュータ言語、データベース、サーバ、ネットワーク等の教育業務を行っております。顧客の人事戦略に基づき、新入社員向け研修、中堅社員向け研修を行っております。</p> <p>新入社員向け研修におきましては、IT基礎研修の実施から成果発表会までを行っております。新入社員の採用数が数十名となる企業につきましては、研修内容、研修期間を個社向けに調整した研修コースの提案・提供をしております。新入社員の採用数が5名前後となる企業につきましては、複数社共同にて開催することができる汎用性のある研修コースの提案・提供をしております。</p> <p>中堅社員向け研修におきましては、受講人数が数十名となる企業、もしくは、特殊な技術の研修を希望する企業につきましては研修コースの開発から研修実施までの提案・提供をしております。汎用性のある技術の研修を希望する企業につきましては、複数社共同にて開催することができる研修コースの提案・提供を行っております。</p>

(注1) システムインテグレーション事業者とは、情報システムの企画、設計、構築、運用保守業務を行う事業者をいいます。

(注2) スクラッチとは、ソフトウェアパッケージ製品等を利用せずに、最初からすべてのシステムを設計開発することをいいます。

(注3) 教育ベンダとは、教育研修サービスの企画、環境設計、環境構築、教育実施業務を行う事業者をいいます。

(6) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中野区中野4-10-1
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市北区中之島3-6-32
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区錦2-13-30

② 子会社

名 称	所 在 地
アスリーブレインズ 株 式 会 社	東京都中野区中野4-10-1

(7) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
システムインテグレーション事業	478 (52) 名	+52 (△13)
教育サービス事業	15 (3)	+4 (+1)
その他	7 (-)	- (-)
全社 (共通)	15 (2)	+2 (-)
合計	515 (57)	+58 (△12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. その他として記載されている従業員数は、営業事務部門に所属しているものであります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
491 (47) 名	51名増 (14名減)	29.3歳	4.8年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (契約社員) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4百万円
株式会社三井住友銀行	2
株式会社みずほ銀行	2

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 4,720,000株
- ② 発行済株式の総数 1,524,500株
- ③ 株主数 1,201名
- ④ 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 N A M	514,000株	33.71%
ディ・アイ・システム社員持株会	72,600株	4.76%
吉 原 孝 行	67,000株	4.39%
長 田 光 博	45,600株	2.99%
石 井 亜 沙 子	43,500株	2.85%
仲 麻 衣 子	43,500株	2.85%
長 田 明 子	40,000株	2.62%
富 田 健 太 郎	38,100株	2.49%
関 亦 在 明	38,100株	2.49%
吉 本 史 朗	22,000株	1.44%
植 田 貴 久	22,000株	1.44%

(注) 持株比率は自己株式 (112株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	長 田 光 博	株式会社NAM 代表取締役
代表取締役社長	富 田 健太郎	—
専 務 取 締 役	関 亦 在 明	管理本部・経営企画室担当
取 締 役	吉 本 史 朗	業務推進部長 アスリーブレインズ株式会社 取締役
取 締 役	宮 崎 洋	管理本部長
取 締 役	片 岡 詳 子	株式会社コーチ・エイ 取締役監査等委員 学校法人大阪経済大学 評議員
常 勤 監 査 役	吉 原 孝 行	アスリーブレインズ株式会社 監査役
監 査 役	八 田 誠 司	—
監 査 役	飯 田 耕 造	S C S K株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役片岡詳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役八田誠司、飯田耕造の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役八田誠司、飯田耕造の両氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、以下のとおりです。
- (1)当社と株式会社コーチ・エイとの間には、特別の関係はありません。
- (2)当社と学校法人大阪経済大学との間には、特別の関係はありません。
- (3)当社とS C S K株式会社との間には、当社からの販売の取引関係があります。
5. 2019年12月20日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、島宏一氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 2019年12月20日付で、長田光博氏は取締役社長から取締役会長に、富田健太郎氏は常務取締役から取締役社長に、関亦在明氏は常務取締役から専務取締役に、それぞれ就任いたしました。
7. 2019年11月28日付で、取締役吉本史朗氏はアスリーブレインズ株式会社の取締役に就任いたしました。
8. 当社は、取締役片岡詳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

取締役片岡詳子、監査役八田誠司及び飯田耕造の各氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	113百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	18 (8)
合 計 (うち社外役員)	10 (4)	131 (12)

(注) 2019年12月20日開催の23期定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は、年額150百万円以内、監査役の報酬限度額は年額25百万円以内となっております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役片岡詳子氏は、株式会社コーチ・エィの取締役監査等委員であります。株式会社コーチ・エィと当社との間には特別の関係はありません。また、学校法人大阪経済大学の評議員であります。学校法人大阪経済大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役飯田耕造氏は、S C S K株式会社の顧問であります。S C S K株式会社は当社の販売先であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 片岡 詳子	2019年12月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 八田 誠司	当事業年度に開催された取締役会15回中14回及び監査役会15回中14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、議案審議などに必要な発言を行っております。
社外監査役 飯田 耕造	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、議案審議などに必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令・定款及び社会規範を順守し、当社グループ内に周知・徹底する。
- ロ. 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンスに関する施策の審議、並びに重要な施策の導入の承認は経営会議において行う。
- ハ. 当社のコンプライアンス担当部門は、当社グループの役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ニ. 当社は、内部通報制度を設け、当社グループの使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- ホ. 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社グループは、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

② 当社グループの取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社グループの事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ロ. 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ハ. 当社グループは、危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- ロ. 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- イ. 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制基本方針及び財務報告に係る内部統制基本計画書を定め、内部統制が有効に機能するための体制の構築に取り組む。
- ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑥ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- ロ. 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部または内部監査室に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、イの使用人と合わせて監査職務補助者という。）
- ハ. 当社グループの取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- ニ. 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。

ホ. 当社グループの取締役は、上記イないし二の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

⑦ 当社グループの取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- (a) 経営会議で審議された重要な事項
- (b) 業務報告会等で報告された重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (d) 内部監査に関する重要な事項
- (e) 重大な法令・定款違反に関する事項
- (f) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

ロ. 当社の取締役等・使用人は、上記イの(c)、(e)及び(f)に関する重要な事実を発見した場合は、第1項①のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。

ハ. 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記イの(c)、(d)、(e)及び(f)に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。

ニ. 上記イ及びロに基づき報告を行った取締役等及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ロ. 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑩ **反社会的勢力の排除に向けた体制**

- イ. 当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力への対応に関する規程」を定め、当社グループの役員、使用人に周知徹底する。
- ロ. 平素より、関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、運用を行っております。当事業年度では、「働き方改革」に関連して、労働法令等の改正がございましたが、年次有給休暇の確実な取得、派遣労働者の同一労働同一賃金確保のための体制整備、及び、従業員への教育を実施することで、法令順守の体制強化をいたしました。

監査体制については、取締役会への出席のほか、常勤監査役による経営会議等重要会議への出席、内部監査室との連携により行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,271,194	流動負債	658,600
現金及び預金	736,470	買掛金	123,022
売掛金	449,169	1年内返済予定の長期借入金	9,481
商品	4,202	未払金	31,291
仕掛品	22,506	未払費用	140,370
その他	58,844	未払法人税等	19,947
固定資産	493,017	未払消費税等	101,462
有形固定資産	156,120	賞与引当金	157,139
建物	129,317	その他	75,885
工具、器具及び備品	26,802	固定負債	194,759
無形固定資産	60,968	退職給付に係る負債	169,603
その他	60,968	その他	25,156
投資その他の資産	275,928	負債合計	853,359
保証金	138,228	(純資産の部)	
繰延税金資産	114,313	株主資本	914,897
その他	23,386	資本金	290,040
資産合計	1,764,211	資本剰余金	214,040
		利益剰余金	410,992
		自己株式	△174
		その他の包括利益累計額	△4,045
		退職給付に係る調整累計額	△4,045
		純資産合計	910,851
		負債純資産合計	1,764,211

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,283,297
売上原価	3,493,440
売上総利益	789,856
販売費及び一般管理費	683,081
営業利益	106,774
受取利息	7
助成金収入	1,960
受取手数料	1,958
営業外費用	
支払利息	657
支払保険料	176
その他	13
経常利益	109,853
特別損失	
固定資産除却損	4,241
税金等調整前当期純利益	105,612
法人税、住民税及び事業税	42,809
法人税等調整額	△15,060
当期純利益	77,863
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	77,863

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	290,040	214,040	371,240	△63	875,256
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△38,111		△38,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			77,863		77,863
自 己 株 式 の 取 得				△111	△111
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	39,751	△111	39,640
当 期 末 残 高	290,040	214,040	410,992	△174	914,897

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整額 の累計	その他の包括利益 の累計	
当 期 首 残 高	△8,288	△8,288	866,968
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		-	△38,111
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		-	77,863
自 己 株 式 の 取 得		-	△111
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,243	4,243	4,243
当 期 変 動 額 合 計	4,243	4,243	43,883
当 期 末 残 高	△4,045	△4,045	910,851

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,212,170	流動負債	648,881
現金及び預金	673,008	買掛金	126,841
売掛金	441,194	1年内返済予定の長期借入金	9,481
商品	4,202	未払金	32,100
仕掛品	22,506	未払費用	135,595
前払費用	57,697	未払法人税等	19,256
その他	13,559	前受金	54,495
固定資産	511,862	預り金	21,390
有形固定資産	156,120	賞与引当金	154,245
建物	129,317	その他	95,475
工具、器具及び備品	26,802	固定負債	188,928
無形固定資産	60,968	退職給付引当金	163,771
ソフトウェア	13,594	その他	25,156
ソフトウェア仮勘定	47,080	負債合計	837,809
商標権	293	(純資産の部)	
投資その他の資産	294,773	株主資本	886,222
関係会社株式	21,800	資本金	290,040
保証金	138,228	資本剰余金	214,040
長期前払費用	23,386	資本準備金	214,040
繰延税金資産	111,358	利益剰余金	382,317
資産合計	1,724,032	利益準備金	5,386
		その他利益剰余金	376,931
		別途積立金	8,500
		繰越利益剰余金	368,431
		自己株式	△174
		純資産合計	886,222
		負債純資産合計	1,724,032

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,179,601
売上原価	3,384,527
売上総利益	795,073
販売費及び一般管理費	695,950
営業利益	99,123
営業外収益	
受取利息	314
経営指導料	1,200
助成金収入	1,960
営業外費用	
支払利息	657
支払保証料	176
その他	13
経常利益	101,749
特別損失	
固定資産除却損	4,241
税引前当期純利益	97,508
法人税、住民税及び事業税	40,483
法人税等調整額	△14,337
当期純利益	71,363

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
				別 積 立	途 金	繰 越利益剰 余 金		
当 期 首 残 高	290,040	214,040	214,040	5,386	8,500	335,179	349,065	△63
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			-			△38,111	△38,111	
当 期 純 利 益			-			71,363	71,363	
自己株式の取得			-				-	△111
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)			-				-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	33,251	33,251	△111
当 期 末 残 高	290,040	214,040	214,040	5,386	8,500	368,431	382,317	△174

	株 主 資 本	純資産合計
	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	853,082	853,082
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△38,111	△38,111
当 期 純 利 益	71,363	71,363
自己株式の取得	△111	△111
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	-	-
当 期 変 動 額 合 計	33,140	33,140
当 期 末 残 高	886,222	886,222

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神宮厚彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加瀬幸広	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディ・アイ・システム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月18日

株式会社ディ・アイ・システム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディ・アイ・システムの2019年10月1日から2020年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

株式会社ディ・アイ・システム 監査役会

常勤監査役 吉原孝行 ㊟

社外監査役 八田誠司 ㊟

社外監査役 飯田耕造 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第24期の期末配当をいたしたいと存じます。

- ① **配当財産の種類**
金銭といたします。
- ② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は38,109,700円となります。
- ③ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2020年12月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当事業年度におきまして、会長と社長の代表取締役2名体制といたしましたが、株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第14条（招集権者及び議長）及び現行定款第24条（取締役会の招集権者及び議長）の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本総会の終結の時をもって効力が生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 （条文省略）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長が</u>、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第23条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長が</u>、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第1条～第13条 （現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議により</u>、取締役会長又は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長<u>及び</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第23条 （現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により</u>、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長<u>及び</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第25条～第44条 (条文省略) 付則 <u>1. この定款変更は2019年12月20日から実施する。</u>	第25条～第44条 (現行どおり) (削除)

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウス
地下1階 コンベンションホールB
TEL 03-5942-9080



交通 JR中央線・総武線、東京メトロ東西線 中野駅北口より 徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。